

2009年度比較法研究所共同研究報告

研究課題：個人情報保護に関する研究

研究組織：石田信平（研究代表：法学部講師）

宮下 紘（法学部准教授）

平成17年4月から個人情報保護法が全面的に施行され、労働者の個人情報についても、同法の規定を遵守する形での取扱いが求められることとなった。情報技術の革新によって個人情報漏えいの危険性が高まっているのは労働者のそれについても同様であることからすると、労働者の個人情報についても、他の個人情報と同じような保護が与えられるべきであるといえよう。しかし、個人情報保護法は、もともと顧客の個人情報の保護を念頭において制定されたものであるために、労働者の個人情報保護については、法解釈の部分において、なお不透明な部分が残されている。

そこで、本共同研究では、労働者の個人情報保護のあり方について、多角的に研究することを目的として、憲法学と労働法学との双方の観点から、個人情報保護法について検討を加えることとした。労働法の観点から個人情報保護法を分析した研究はいくつか公表されているものの、本格的に研究されている論考は数少なく、そのため、個人情報保護法について、憲法学および労働法の観点から、比較法的に考察を加える意義が少なくないからである。

宮下所員は、プライバシーの法的位置づけの考察を背景に掲げ、個人情報保護法の現況と展望について検討を進めている。今年度、宮下所員は、『個人情報保護の施策』（朝陽会・2010）を公刊した。同書において、個人情報保護法全面施行以来の政府の諸施策をまとめ、いわゆる「過剰反応」対策、事業者の取組のあり方、本人関与の仕組み、国際的な取組、第三者機関の意義等について実務と理論の両側面から最先端の議論を展開した。また、宮下所員は、“Changing Privacy and Data Protection in Japan”, The Sedona Conference Journal, Vol. 10 (2009)と“Consumer

Agency takes charge of Japan's DP regime”, *Privacy Laws & Business*, Issue103 (2010) において、日本のプライバシーやデータ保護のあり方の変遷についてそれぞれ英語論文を公表した。さらに、The 31st International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners (スペイン・マドリード) やThe Sedona Conference on Cross-Border eDiscovery & Data Privacy (スペイン・バルセロナ) 等の国際会議にも出席してきた。引き続き、個人情報保護の国際的な動向を注視するとともに、国内の法制度の運用のあり方について検討を行う。

石田所員は、労働関係における個人情報保護について考察を行っている。今年度については、とくに、内部通報制度を導入した場合に生じる労働者の個人情報保護について検討を行った。

なお、それぞれの研究成果報告は、個別論文の形で、公表される予定である。